

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る
許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構（以下、育成機関という）が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」（品種登録第 25605 号、以下、本品種という）の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖（ランナー増殖等）を行った種苗を他者へ譲渡（有償・無償に関わらず）することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」は F1 品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

< 遵守すべき許諾条件 >

- ① 種苗、ランナーおよび株（果実以外の植物体の一部を含む）を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖（ランナー増殖等）は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖（ランナー増殖等）した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を2年に1度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。